

処方箋 第27号

処方箋 第27号

節電になるって言われたけど?!



訪問販売で「節電になる」「売電ができる」「パネルが稼いでくれる」「7年で元がとれる」と特典を強調され、太陽光発電システムを勧誘され、360万円の商品を契約した。支払いは、毎月2万3千円（ボーナス時に加算あり）で180回(15年間)払いで、支払い総額は450万円になる。高額で長期間のローン契約であり解約したい。

(60歳代 男性)



<相談の経緯>

この契約は、訪問販売に当たり、契約書が交付されてから8日以内だったのでクーリングオフができました。

もし、クーリングオフ期間が過ぎていても、勧誘に問題があれば取り消しができる場合があります。

契約する際は、**必ず複数**の業者から**見積もり**を取り、**アフターサービス**のことを考え業者選びをしましょう。また**補助金制度**や**売電**についても専門機関に確認しましょう。

※**節電器**の勧誘にもご注意ください。

補助金制度：支給額や条件が様々で、上限額や定員が決まっている場合があります。契約前に必ず確認しましょう

太陽光発電普及拡大センター

☎ 043-239-6200

売電：太陽光発電で作った電気のうち余った電気は電力会社が買い取りますが、買い取りに要した費用は利用者全員の負担となります。

資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室

☎ 03-3501-1511 (内線 4455~8)



原子力発電所の事故により、**節電**が求められ、**自然エネルギー**が注目されていますが、**便乗商法**にはご注意ください！

ご相談は…
まずは
お電話!!



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：**0796-23-0999**

たじま消費者ホットライン

相談電話：**0796-23-1999**